

# 生駒市相談支援事業所人材確保支援事業補助金 申請要領

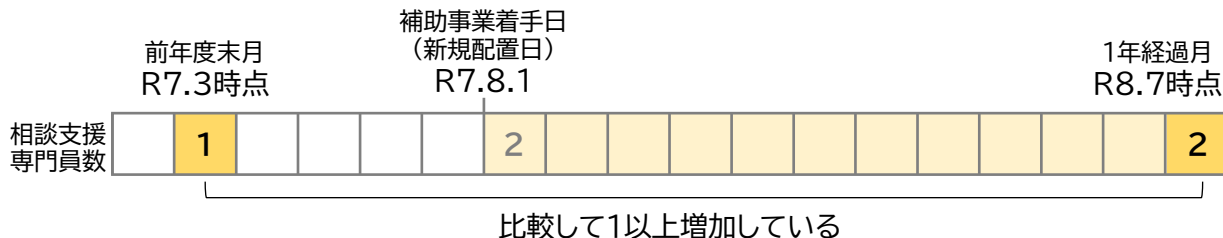
## 対象要件

市内で計画相談支援等を実施する相談支援事業所を運営する相談支援事業者であって、新規配置した相談支援専門員が常勤である場合は以下の(1)(2)の要件を、非常勤である場合は(3)(4)の要件を、それぞれ満たすものとする。

### 常勤の場合

- (1) 補助事業着手日の前年度末月の相談支援専門員数(常勤換算)と、補助事業着手日から1年を経過する日の属する月における当該数と比較して1以上増加していること

(例) 令和7年8月1日付けで常勤の相談支援専門員を新規配置した場合



- (2) 新規配置した相談支援専門員が1人当たり40人以上の本市の計画相談等を担当していること

(例) 補助事業着手日がR7.8.1だった場合 …R8.7.31までに担当のケース数が40人以上である必要がある

### 非常勤の場合

- (3) 補助事業着手日の前年度末月の相談支援専門員数(常勤換算)と、補助事業着手日から1年を経過する日の属する月における当該数と比較して0.5以上増加していること

- (4) 新規配置した相談支援専門員が1人当たり20人以上の本市の計画相談等を担当していること

## 補助金の額

下記(1)(2)のいずれか低い額。(その額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額)ただし、1相談支援事業所につき、1年度当たり120万円を上限とする。

- (1) 補助対象経費

新規配置した相談支援専門員(以下「補助対象相談支援専門員」という。)の1人分の人件費の実支出額から寄付金その他補助対象経費に係る収入の額を控除した額。

- (2) 基準額と加算額の合算額 \* 加算額とは、補助対象相談支援専門員が担当する本市の計画相談支援等の実人数が、常勤の場合は40人、非常勤の場合は20人を超える場合に加算する額をいう。

区分	基準額	加算額
常勤の場合	90万円	1人当たり1万円
非常勤の場合	45万円	1人当たり5千円

(例) 常勤の相談支援専門員で、本市の計画相談支援等を50人担当した場合

基準額 加算額 合算額  
90万円 + 1万円\*10人 = 100万円

## 申請

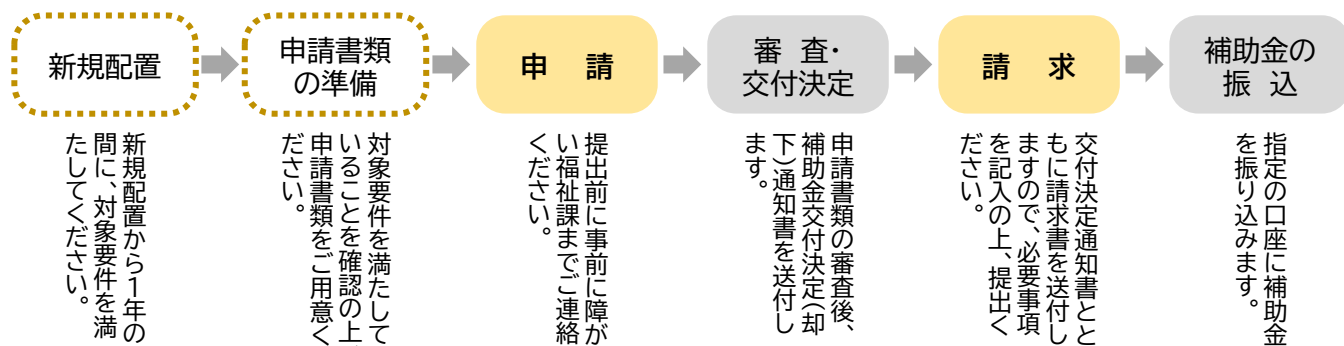
補助事業着手日から1年を経過する日の属する年度内に申請を行う必要があります。申請の際には下記必要書類を障がい福祉課まで提出ください。

必要書類	チェック
生駒市相談支援事業所人材確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
事業報告書（様式第2号）	<input type="checkbox"/>
収支決算（予算）書又はこれに代わる書類	<input type="checkbox"/>
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（補助事業着手日の属する年度の前年度末月のもの）	<input type="checkbox"/>
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（補助事業着手日から1年を経過する日の属する月のもの）	<input type="checkbox"/>
初任者研修終了証、実務経験証明書の写しその他の補助対象相談支援専門員の資格を証明できる書類	<input type="checkbox"/>
補助対象相談支援専門員の経歴がわかる書類	<input type="checkbox"/>
補助対象経費（補助対象相談支援専門員の新規配置から1年間の人件費等）がわかる書類	<input type="checkbox"/>
補助対象相談支援専門員の担当する本市支給決定者一覧（様式第3号）	<input type="checkbox"/>

注1)初任者研修終了証、実務経験証明書、経歴書について、既に人員配置変更の届出をした際に提出している場合は、重複しての提出は不要です。

注2)その他必要な書類がある場合は、別途提出を依頼することがあります。

## 補助金交付までの流れ



## 申請(担当)窓口

生駒市役所 障がい福祉課 支援係

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号  
TEL: 0743-74-1111(内線7271)  
FAX: 0743-74-1600